シリーズ人権教育　第１２８回

震災から学ぶもの



　東日本大震災から１年１０カ月が経過しようとしていますが、被災地の復興は相当の年月がかかるため、今もなお、多くの方が不自由な生活を余儀なくされています。

　報道メディアにより、被災地の状況が繰り返し映し出されていますが、被災者や被災者の家族の気持ちを考えることなく、その映像を傍観者として見ることはなかったでしょうか。

　「遠くで起きている自分には関係のないこと」にしてはいないでしょうか。

　避難所においては、子どもや高齢者、障害者や病弱者、外国人などの「災害弱者」は、情報を受け取れない、移動が自由にできないなどの問題がありました。

　女性からは、着替えや授乳の場が確保されていない、女性用トイレが少ないなど多くの指摘が出されています。

　また、被災者に貸与される仮設住宅については、入居者が生活の場として、自分たちが生活しやすいように、自由に、改修等が出来ないことへの不満もあります。

　東日本大震災では、震災に伴う原子力発電所の事故による放射能問題も起きています。

　県外へ避難した被災者が、避難先で「放射能がうつる」と心無い言葉をあびせられる、ホテルで宿泊を断られるなどの差別事象も発生しました。

　情報不足や風評による偏見や差別は最も大きな問題です。

　震災（災害）発生時には、あらゆる場面で人権が損なわれるおそれがあります。

　大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしのすべてを奪い、理不尽な苦しみを強いることとなるからです。

　国や自治体は、災害が発生すると、まず、生命の危険回避に動き、食料や医療の確保、水道、電気、ガスなどのライフラインや道路等インフラの復旧、教育や雇用など社会的な権利の回復に向けて取組みますが、被災者の人権という観点からの取組みについては、さらに踏み込んだ細かな配慮が求められています。

　これまで、自然災害が発生することで多くの人権問題が起きていることは、あまり取り上げられませんでした。非常事態だからということで、人権への配慮を怠るのではなく、いつも以上に人権を守ることを意識して支援や復興にあたる必要があるのではないでしょうか。



　被災者が現在の状況を改善し、速やかに人権を回復するためにも、私たち一人ひとりが、被災者の痛みを共有・共感し、できることから支援するということが大切です。

